

特定非営利活動法人 大須シネマ 入会申込書

会員種別 【賛助会員】

入会金：2,000円 年会費3,000円 計 5,000円

※会員は法人での申し込みも可能です。

賛助会員：本法人の目的に賛同し、年会費を納めることで資金面から活動を賛助(援助)する為に
入会した個人又は団体。総会においては議決権を持たない会員です。
ただし、NPO から提供する情報は基本的に正会員と同じです。

特定非営利活動法人 大須シネマ 理事長 殿

申込日 平成 年 月 日

フリガナ 氏名(法人名) (法人の場合) 担当者名	-----
住所又は 居所	〒 都・道・府・県 市・区・町・村
連絡先	TEL FAX E-mail
支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込 いずれかレ点を記入ください。

【申込方法】

- ・入会をご希望の方は、本申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送又は FAX で送付ください。
- ・電子メールの場合は、本申込書の内容をメール本文に記載し (PDF ファイル可)、
件名は「賛助会員入会申込」とし、以下のメールアドレス宛に送信ください。

■郵送をご希望の方 〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須3丁目15番13号
特定非営利活動法人 大須シネマ

■FAXをご希望の方 052-950-3445 (特定非営利活動法人 大須シネマ管理部)

■電子メールご希望の方 info@osucinema.com

【支払方法】

- ◆ 恐れ入りますが、振込手数料は会員様にてご負担願います。

ジャパンネット銀行 支店名：ビジネス営業部 普通預金 口座番号：2026505
振込口座名義人：特定非営利活動法人 大須シネマ
トクヒ) オオスシネマ

※この申込における個人情報、会員申込および会員向け案内を送付するためにのみ使用致します。
納入された入会金、年会費は途中退会の場合も返却致しませんので、ご了承ください。

- ・年会費は入会月(会費お支払月)より翌年の同月まで一年間分です。

例：2018年6月23日入金の場合、2019年6月末日まで有効

特定非営利活動法人 大須シネマ 会員規約

この会員規約（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人 大須シネマ（以下「当法人」という）と、特定非営利活動法人 大須シネマの会員（以下「会員」という）との関係に適用します。入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したことになります。

第1条 （会員の定義）

1. 正会員とは、当法人の活動の趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加できる個人及び法人の会員をいう。
2. 賛助会員とは、当法人の趣旨目的に賛同し、当法人の活動を資金的に支援する意思をもつ個人及び法人の会員をいう。

第2条 （入会）

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に FAX、E-mail、または直接提出することとし、年会費は現金もしくは振込の受付とする。年会費の受付を事務局が確認した日を以て入会成立とする。

第3条 （年会費） 年会費は次のように定める。

1. 正会員 入会金 5,000 円 年会費 5,000 円
2. 賛助会員 入会金 2,000 円 年会費 3,000 円

第4条 （入会の拒絶） 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

1. 申込書に虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
3. その他、前各号に準ずる場合は、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第5条 （会員資格有効期限） 会員資格有効期間は、入会金支払日より1年間とする。ただし、資格喪失日のある月の末日までとする。

第6条 （表決権） 総会は、当法人定款に定めるとおり正会員をもって構成し、賛助会員は議決権を有さない。

第7条 （個人会員の資格継承）

個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われる。第三者への資格継承はできない。

第8条 （会員の氏名及び名称等の変更）

会員は、その氏名、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知しなければならない。

規定変更通知の不在によって、当法人から会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

第9条 （会員資格の喪失）

1. 本人から退会の申出があったとき
2. 会費が支払われないとき
3. 本規約に違反したとき
4. その他、当法人が会員として不適切と判断したとき

第10条 （退会） 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第11条 （抛出品品の不返還） 既に納入した入会金及びその他の抛出品品は、これを返還しない。

第12条 （免責）

当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を負わないものとする。

第13条 （禁止行為） 会員は、当法人の許可なく、当法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。

第14条 （損害賠償）

会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

第15条 （個人情報の保護）

当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守すると共に、個人情報を第三者に提出しない。

第16条 （会員規約の変更） 当法人は、運営の為に必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

以上